

## 令和4年度第一回佐倉市文化財審議会会議報告（要録）

日時：令和4年7月3日（日曜日）13時30分～16時00分

場所：佐倉市役所 1号館3階会議室

### ○出席者

委員長 濱島正士  
副委員長 遠山成一  
委員 小林裕美  
委員 高見澤美紀  
委員 外山信司  
委員 是澤博昭  
委員 原正利

### ○事務局

佐倉市教育委員会  
教育部文化課

教育長

### ○傍聴者

なし

### ○欠席者

2名（原田一敏、  
高橋龍三郎）

- 1 開会、教育長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 職員紹介
- 4 議事

### ○事務局

それでは議事に移らせていただきます。

まず、委員長、副委員長の選出です。文化財保護条例によりますと、「委員長及び副委員長は、委員の互選による」とありますが、いかがいたしましょうか。

### ○A委員

立候補がないようですので、もし可能でしたら、引き続きB先生に委員長、C先生に副委員長というこの体制で、今期もお願いできればと思うのですがいか

がでしょうか。

～他委員からの異議なし～

○事務局

異議なしとのことですので、委員長はB委員に、副委員長はC委員に、引き続きお願いしたく存じます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、B委員長をお願いいたします。

○委員長

～委員長挨拶～

それでは議事の進行に入ります。審議の公開の可否についてはよろしいですか。

○事務局

説明いたします。

佐倉市の審議の公開の可否につきましては、佐倉市の審議会等は、佐倉市情報公開条例により会議を公開することになっております。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認められる場合は、公開しないことが可能となっております。

当審議会につきましては、会議において個人情報扱わない限り、原則公開することとしてよろしいでしょうか。

次に2点目といたしまして、会議録の作成方法でございますが、これまで、当協議会の会議録は要録で作成してまいりましたので、従前どおり要約の作成でよろしいか伺います。

よろしくをお願いいたします。

○委員長

ただいま公開につきまして2点ご提案がございましたが、この件につきましてはよろしいでしょうか。

皆様のご承認をいただきましたので、先へ進めさせていただきます。次は(3)報告事項について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～（資料1～6参照）

① 令和3年度事業報告について

## ② 令和4年度事業計画について

### ○委員長

ありがとうございました。令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画について併せてご質問・ご意見はございますか。

### ○副委員長

重要遺跡調査の佐倉城跡と小竹城跡ですが、これらの位置づけはどういったものなのでしょうか。1980年の終わりごろに行われた小篠塚城などの地形調査との関連はあるのでしょうか。

### ○事務局

以前行われた地形調査は等高線の幅が広いものであるため、現況を把握するため細かい20cmの等高線で測り直します。さらに測量した範囲で発掘調査を行い、あらためて市で佐倉城跡と小竹城跡を位置づけます。

今年度は、三の丸周辺の佐倉連隊が埋めた堀の幅など規模を把握すること目的とします。今年度と来年度の2か年での実施を考えています。小竹城跡は、再度地形測量を行い、部分的にも発掘調査も検討しており、主郭部の中で建物跡があるか把握していきたいと考えております。

### ○副委員長

今後も増やしていくつもりなのでしょうか。それとも一応2か所で考えているのでしょうか。

### ○事務局

計画ですと、佐倉城跡は継続し、小竹城跡については今年度に発掘調査を行い、報告書を作成した後、また次の城館跡の調査を計画しております。今のところは西部自然公園の中にある上峠城跡の地形測量・発掘調査等を進めていきたいと考えております。

### ○委員長

他にご質問・ご意見はございますか。

ご承認いただけましたので、次の報告事項、調査報告について説明をお願いします。

～事務局説明～（資料7・8参照）

### ③ 調査報告 密蔵院薬師堂修復、志津城跡蔵骨器調査

#### ○委員長

ありがとうございました。只今2件の報告事項をしていただきました。建造物と埋蔵文化財の出土品ですので、分けて皆様方のご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

最初に市指定文化財の密蔵院薬師堂の修理に関してご質問・ご意見はございますか。文化財建造物の修理というのは当分これ以外ないと思いますので、後ほど現地をご検分いただければと思います。

#### ○委員長

それでは次の志津城跡出土の蔵骨器についてはいかがでしょうか。

#### ○A委員

志津城跡が城跡であるかという問題もありますが、臼井一族の志津氏の縁の土地であることは間違いありません。14世紀前半は臼井氏が臨濟宗を受容した時期なので、こういった火葬骨が入っている蔵骨器が見つかったというのは非常に大きいことなのではないかと思えます。

それから同じ臼井荘という荘園のエリアでいうと、四街道になりますが、長岡堂庭遺跡から白磁四耳壺や常滑など、かなりまとまった火葬骨が入った蔵骨器が出土していることを併せて考えると、臼井氏は千葉氏の陰に隠れて千葉氏の家臣として言われているが、そうではなく、千葉氏に匹敵する有力な両総平氏の一族だったので、臼井氏の力、文化程度を示す重要な資料ではないかと思えます。

先ほどの説明で今後の文化財指定候補との話もありましたが、併せて常滑焼大甕も含めて考えていくとよいのではないかと思えます。

#### ○委員長

ありがとうございました。中世史の立場からの貴重なご意見だと思います。

今日は残念ながら考古学の高橋委員、美術工芸の原田委員が欠席ですので、ご意見をお聞きできないのが残念ですが、皆様いかがでしょうか。

#### ○委員長

それでは報告事項はこれで承諾いただきましたので、(4)審議事項に入りたいと思います。

臼井田宿内砦跡の指定につきましては、前回書類審議を3月にいただいて、その時の委員の方のご意見等も一部お送りいただいているかと思えますが、この

件に関しまして再度説明がありましたらお願いいたします。

○事務局

前回の書面会議の時のご意見の中で、小林委員から中世臼井城関連の支城として、印西市の師戸城跡との位置づけはどうかということと、本佐倉城との関係についてもご説明いただけないかというご意見がありました。

まず、臼井田宿内砦跡は、臼井城の周りにあった支城で唯一残ったところであり、印旛沼の南側の佐倉市の台地の上で残った城跡ということですので、師戸城は今回支城としては考えていないという答えになります。

また、本佐倉城跡との関係も事務局よりも遠山委員がお詳しいのではないかと思います。委員長、C先生に伺ってもよろしいでしょうか。

○委員長

ではそういうことですので、C委員、よろしくをお願いいたします。

○副委員長

師戸城跡との位置づけは凄く難しいと思います。師戸城跡には根小屋地名があります。すぐ西に5~600m離れたところに舟戸城跡という単郭の小さい城跡がありますが、それは臼井側から印西側に渡る船渡しを守る城です。舟戸城跡も根小屋地名が残っています。近接して根小屋地名が残る城が2つあり、片や小規模で片や大規模なので、師戸城は地域支配もしていた城と教えてください。

宿内砦は完全に臼井城の支城として考えていいと思います。師戸城は臼井城の支城として考えていいかどうかは、私ははっきり言ってよく分かりません。疑問視しております。

○委員長

まだまだ調査が必要だということでしょうか。

○副委員長

宿内砦跡はこれでいいと思いますが、師戸城跡は印西市ですのでこちらが手を出すわけにはいきませんので。

○委員長

D委員、いかがでしょうか。

○D委員

ありがとうございます。腑に落ちないことではありますが、分からないというところで承知いたしました。

○委員長

他の委員の皆様いかがでしょうか。

○A委員

最近否定されるような意見ありますが、臼井城跡と本佐倉城跡は、惣構構造とあって、城があってその周りに砦、支城を置いて、その中を城下町のような空間として使っていました。戦国末期になると、敵が攻めてくると避難民が入ってくるような地域エリアの軍事施設でもあり、避難所としての役割も果たすタイプの城です。惣構構造を作るうえで、周りにいくつか砦を作る、その中の一つが宿内砦と考えられていて、臼井城や本佐倉城が惣構構造なのか疑問はありますが、惣構構造かは別として、広いエリアを持った、城下町も抱え込んだような戦国期の最後の城の姿、近世の城下町の姿をしています。

それに対して師戸城も臼井の城主だった原氏の支配地域であることは間違いないです。広い意味で言ったら臼井城の山城という性格もありますが、個々の城郭から見ると別個の城郭と考えたほうが良いのではないのでしょうか。ただ個々の城が互いに連携しあって、そのエリアを支配していく形です。

それから本佐倉城は戦国期の終わりぐらいになると、本佐倉城の千葉氏と臼井城の原氏という別の地域権力になっていました。非常にルーズな同盟関係のようなものがあって、千葉氏に対しても目下の同盟者のようでしたが、基本的に地域権力としては別の存在であったというのは確かだと思います。

○D委員

インターネットなどで調べると師戸城は、臼井城域だと書いてあり、説明で臼井城の支城として砦跡がいくつか書いてある中で師戸城跡が入っていなかったのが疑問に思いました。ありがとうございました。

○委員長

どうもありがとうございます。他の皆さんご意見はいかがでしょう。

これは前回の書面審議でいろいろとお考えいただいたかと思うのですが、更に本日ここでの審議の結果によりまして、答申を出すということになっておりますので、十分にご審議をいただきたいと思いますが。

では私からよろしいでしょうか。専門外でよく分かりませんが、資料の

最後についております地図を見ますと砦跡というのは、青線で引いたかなり広い範囲ですね。この内、南のほうですか、下のほうが5分の3、2ぐらいでしょうか、これには住宅が立ち並んでいるということで、今回は指定から外す、残りのいい所だけ指定するというごさいますか。

○事務局

市指定といたしましては、公園緑地課管理の公園の部分について指定したいと考えています。南側が宅地化してもう形状を損ねていると思いますので、南側の私有地の部分は考えておりません。

○委員長

そうしますと、南側の住宅地については、将来とも指定の範囲には入りそうもない、やむをえない、ということのごさいますね。

○事務局

前回の文化課の在籍時に、この件についての相談を地元市民団体から受けました。その際に市民団体の皆様からは、都市公園として公園緑地課が管理している部分だけでも、旧状を残して指定をできないかという申し出がありまして、指定審議に繋がったということのごさいます。

埋蔵文化財包蔵地としてはこの青い範囲のごさいますが、この中で地上遺構が明確に残っている佐倉市の宿内公園について、今回は指定を考えていこうという方向性のごさいます。特に埋蔵文化財包蔵地の範囲の南の部分、東側の斜面につきましては、過去に埋蔵文化財調査を行いまして、宅地造成を行っている範囲のごさいます。

また、遺構が良好に残っているということであれば、今回の範囲が指定にふさわしいと思います。今後、南側を何らかの形で調査をした時に、重要な遺構等が見つかりましたら、史跡範囲の追加を考えてまいります。

○委員長

ありがとうございました。指定の範囲等につきましては、只今ご説明があつた通りのごさいますが、よろしいでしょうか。他にご意見ごさいますか。

○E委員

確認ですが、例えば南の宅地に関して、いつ頃の建築の住宅なのかということもあると思いますが、今後の再開発や建て替えがあつた場合、市から調査をしたいという旨や、そういった情報を集めておくことや、事前に何かあれば市に連絡

というアナウンスは行うのでしょうか。

○事務局

先ほどの令和3年、4年の計画・報告の埋蔵文化財でもお伝えしましたが、文化財保護法93条第1項に基づいて周知の埋蔵文化財包蔵地内では60日前までに届出を提出することと法律で決められておりますので、個人専用住宅の建て替えや、家が建ってない場所での新築の相談があった場合には、届出がありますので、それに基づいて必要に応じて調査をすることがございます。

ただ、個人専用住宅、いわゆるハウスメーカーが作る住宅ですと、地下の遺構に影響を及ぼさないケースも多いので、あえて調査を行わないこともございます。

○委員長

ありがとうございました。それではこの件につきましては、審議はよろしいでしょうか。

それでは、本日の資料の中に答申の文言があるかと思いますが、これについてご説明いただきましょうか。

○事務局

これまで平成27年に最初に、臼井田宿内砦跡の指定につきまして相談があったため、平成29年度から令和2年度の間に発掘調査を行い、報告書を刊行しました。

その上で遺跡の位置づけが確定いたしましたので、この遺跡の指定の理由書を遠山先生にご助言いただきながら作成いたしました。理由書の案につきまして読み上げたいと思います。

～指定理由書（案）読み上げ～（資料9参照）

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

B委員、何か補足していただくことはございますか。

○副委員長

ございませんのでよろしいかと思えます。

○委員長

指定の理由書ですが、何かご意見ございますか。

○A委員

指定理由の第2段落の元亀元年の所の2行目ですが、「大巖寺開山の道誉上人を招き」というところなのですが、道誉は浄土宗の高僧であることは間違いのないと思いますが、行政の文章なので上人という敬称は取り、「道誉」としたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。教科書では「日蓮」、「親鸞」となっているので。口頭では上人といったほうがよいところですがけれども。

○事務局

分かりました。訂正いたします。

○委員長

他に皆様、いかがでしょうか。指定の価値は皆さんも十分にご認識いただいていると思うのですが。

では私から。史跡のことは良く分からないのですが、書き方について。3の員数についてなのですが、「1か所(2.56ha)」となっています。これは面積が出ているからこれでよろしいかと思うのですが、例えば、もっと明確にするために地番はどこを書く必要はないのでしょうか。

○事務局

地番表示を示したほうがよろしいということでしょうか。そうしますと、所在地のほうですが、この場合ですと、臼井田字宿内何番地外何筆という表現になるかと思います。

市の財産台帳に記載がありますので、地番外何筆という形で表記させていただきます。

○委員長

勝手なことを言って恐縮ですけれども、そのようなことを入れてよろしいでしょうか。

それでは他の皆さま、もうご意見はございませんでしょうか。

このような指定の理由書で本日答申するということですね。よろしゅうございますか。

これもご承諾いただいたということで進めていただければと思います。

○事務局

では、内容は訂正いたしますけれども、この答申をもとにしまして、定例教育会議に指定の議案を提出いたしまして、可決されれば正式な指定となりますので、次回の審議会で報告できればと考えております。

○委員長

よろしく願いいたします。

(5)が終わりましたので、(6)その他 現地視察でございますが、先ほどのご説明で何か追加説明はございますか。

○事務局

後は現地で説明いたします。

○委員長

現地ですね。

暑くて恐縮ですが、せつかくの文化財建造物の本格的な修理でございますので、ぜひ皆様方にもご検認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○A委員

一言発言させてください。今までの話と関係ないかもしれませんが、私の勤務している千葉市でもそうですが、開発に伴う埋蔵文化財の調査が行われますが、それが塩漬けになってしまっていて、報告書が出ないまま有耶無耶になっていることが結構あります。民間の場合は事業者が倒産したり、逃げてしまったり色々なことがあるかと思いますが、公共的なものでもそういうことがあるような気がします。

これはお願いですが、ぜひ民間も含めてずっと塩漬けになっていて公開されていないような、発掘成果があれば次に教えていただければと思います。

○事務局

確かに昨今の財政は厳しい折で、記録保存を目的とした発掘調査については、予算はほぼつけられなくなっております。ただ確かに延び延びになっているものもいくつかはございます。各事業担当課が事業予算をもっておりますので、今後も予算要求に先立ちます、実施計画等の長期計画の策定において、各課に埋蔵文化財調査の報告等につきまして、予算を計上し、確保するように求めます。

○委員長

それでは、本日の審議等はこれで終わらせていただきます。  
進行を事務局にお返ししたいと思います。

6 その他

○事務局

ご審議ありがとうございました。  
それではこれから密蔵院薬師堂の現地見学を行いたいと思います。

～密蔵院へ移動、現地見学 ※教育長も同行～

7 閉会